

軽度者に対する福祉用具貸与について

平成19年3月30日付の厚生労働省通知により、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に関する部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)」が改正され、軽度者(要支援1・2及び要介護1の方)に対する福祉用具貸与の取扱いの一部見直し下記のように示され、平成19年4月1日より「例外給付の対象とすべき判断基準」が変更になりました。

平成20年9月1日から居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度は、「少なくとも6ヶ月に1回」から「必要に応じて随時で行うこと」へ改正になりました。

平成21年3月31日付で「要介護認定等基準時間の推計の方法(平成12年厚生省告示91号)」が一部改正されたことに伴い、4月1日から軽度者に対する福祉用具算定基準の「該当する基本調査項目」が、また、「起き上がり補助装置」(体位変換器)、「階段移動用リフト」(移動用リフト:つり具の部分を除く)、「起床センサー」(認知症老人徘徊感知機)が福祉用具貸与の対象となりました。

1, 平成19年4月1日から見直された例外給付の対象とすべき判断について(3月30日付厚生労働省通知より) 【下線の部分が改正】

第二 居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。)に関する事項

9 福祉用具貸与費

(1) 略

(2) 経過的要介護又は要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

ア～イ 略

ウ また、アにかかわらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づく判断され、かつ、サービス担当者介護等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあつては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第23号告示第19号のイに該当する者

⇒(例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短時間のうちに第23号告示第19号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者

⇒(例:ガン末期の急速な状態悪化等)

iii) 疾病その他の原因により身体への重大な危険性又は病状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第19号のイに該当すると判断できる者

⇒(例:ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避等)

注 括弧内の状態はあくまでも i)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態にあると判断される場合もありうる。

2, 「要介護認定等基準時間の推計の方法(平成12年厚生省告示91号)」が一部改正され、平成21年4月1日から適用されることに伴う対応について…………… 4・5P

「要介護認定等基準時間の推計の方法(平成12年厚生省告示91号)」が平成21年3月31日付で一部改正されたことに伴い、「軽度者に対する福祉用具貸与の算定基準の『該当する基本調査項目』」も4月1日から変更になりました。

3, 判定方法

①「医師の意見(医学的所見)」に基づき判断し、

※医師の医学的な所見は、主治医意見書によるほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取し居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。(平成19年3月30日付の上記通知より)

②サービス担当者介護等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることを、

③豊島区が確認(下記「3」による申請)します。

4, 豊島区の確認申請における提出書類について

①「軽度者に係る福祉用具貸与に関する確認申請書」

H20年 10月から	豊島区ホームページの「申請書ダウンロード」→「介護保険に関するもの」→「給付に関するもの」よりダウンロードを ※豊島区ホームページのリニューアルのため
---------------	--------------------------------------------------------------------------------

②「ケアプラン第4表(サービス担当者会議の要点)」の写し

5, 豊島区の軽度者の福祉用具貸与の取扱いについて

①貸与費算定は、例外給付の算定が認められた場合(確認番号が交付)は、申請届出月の初日からとなります。

【例】平成21年4月末日まで届出がされ豊島区の確認を受けた場合 ⇒平成21年4月1日から算定可に

②居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度

H20年8月 末まで	……居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(少なくとも6ヶ月に1回)で行うこと
H20年 9月から	<p>……居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うことへ</p> <p>※事務負担の見直しのため政省令が改正されたため</p> <p>※「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の「第二 居宅サービス単位表」の「9 福祉用具貸与費」の「(2)要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費」の「① 算定の可否の判断基準」の「イ」より</p> <p>※「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の「第二 指定介護予防サービス単位表に関する事項」の「11 介護予防福祉用具貸与費」の「(2)要支援一又は要支援二の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費」の「① 算定の可否の判断基準」の「イ」より</p>

③区分変更や事業所変更があった場合は、再度、「軽度者に係る福祉用具貸与に関する確認申請書」・「ケアプラン第4表の写し」を提出して下さい。

※区分変更の場合 ⇒ 確認番号の変更なし

※事業所変更の場合 ⇒ 確認番号が変わります。

参考

※居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合、……………その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証は

H20年9月から	「少なくとも六月に一回」⇒「 必要に応じて随時 」へ
	・「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準」の「第三 介護サービス」の「十一 福祉用具貸与」の「(3)指定福祉用具貸与の具体的取扱方針」の「③」及び「第四 介護予防サービス」の「三 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の「11 介護予防福祉用具貸与」の「(2)指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針」の「④」より
	・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」の「第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の「3 運営に関する基準」の「(7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針」の「㊸」より
	・「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」の「第二 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の「4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の「(1)」の「22」より

軽度者に対する福祉用具貸与費の算定基準について

H21.06.16 豊島区介護保険課

◎A・Bは、H18年4月1日から見直しへ、

◎網掛けは、H19年4月1日から見直しへ

◎基本調査項目は、H21年4月1日から変更

対象外品目	厚生労働大臣が定める者	該当する基本調査項目	判定方法	貸与費の算定の可否
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者			
	(一)日常的に歩行が困難な者	基本調査(2-5)1-7 「3. できない」	A	可
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※該当する基本調査項目がない	B 主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について、適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護・師弟介護予防支援事業者が判断	可
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者			
	(一)日常的に起きあがり困難な者	基本調査(2-2) 1-4 「3. できない」	A 基本調査項目で判断 《担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアプランに位置付け》	可
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査(2-1) 1-3 「3. できない」		
	Hの19年3月30日付の厚生労働省通知の「i～iii」の状況にある者		C ①「医師の意見(医学的な所見)」に基づき判断し、②サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることを、③豊島区が確認する。	可
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	次のいずれかに該当する者			
	日常的に寝返りが困難な者	基本調査(2-1) 1-3 「3. できない」	A	可
	上記の「i～iii」の状況にある者		C	可
エ 認知症老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する者			
	(一)意思の伝達・介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者(右のいずれかに該当する場合)	基本調査(6-3) 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外	A	可
		基本調査(6-4) 3-2～3-7のいずれか 「2. できない」		
	基本調査(6-5(ア～カ)) 3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外			
その他、主治医意見書において認知症の症状のある旨が記載されている場合も含む				
(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査(2-7) 2-2 「4. 全介助」以外			
	上記の「i～iii」の状況にある者		C	可
オ 移動用リフト(釣具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者			
	(一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査(3-1) 1-8 「3. できない」	A	可
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査(2-6) 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」		
(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※該当する基本調査項目がない	B	可	

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

改正後			改正前		
表	対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果	表	対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
	ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者		ア 車いす及び車いす付属品	基本調査2-5 「3. できない」 -
	イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者		イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	基本調査2-2 「3. できない」 基本調査2-1 「3. できない」
	ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者		ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	基本調査2-1 「3. できない」
	エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者		エ 認知症老人徘徊感知機器	基本調査6-3 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査6-4 「1. 介護者の指示が通じる」以外 又は 基本調査6-5 (ア～カ) のい
		基本調査1-7 「3. できない」 -			
		基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」			
		基本調査1-3 「3. できない」			
		基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-			

- 1 -

		15の いずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、 認知症の症状がある旨が記載さ れている場合も含む。			れか「2. できない」 又は 基本調査7 (ア～テ) のいずれか 「1. ない」以外
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外		(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-7 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 -	オ 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査3-1 「3. できない」 基本調査2-6 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 -

- 2 -

標記については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成21年3月6日老計発第0306001号、老振発第0306001号、老老発第0306002号）にて通知したところであるが、「要介護認定等基準時間の推計の方法（平成12年厚生省告示第91号）」が平成21年3月31日に一部改正されたことに伴い、別添のとおり標記通知の一部を改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

